

静岡県無料低額宿泊所等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を営業者及びその施設（以下それらを「施設等」という。）に対し、法第70条に基づき運営状況等を調査し、適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

2 なお、法第70条に規定する調査対象には、無料低額宿泊所の定義に該当しているにもかかわらず、届出していない無料低額宿泊所も含むものとする。

(指導監査の実施機関等)

第2条 指導監査は、健康福祉部福祉長寿局福祉指導課（以下「福祉指導課」という。）が実施する。ただし、必要に応じて健康福祉部の関係各課及び健康福祉センターの関係課の職員を加えることができる。

(指導監査の方法)

第3条 福祉指導課は、原則として2年に1回、次の方法により指導監査を実施する。

- (1) 指導監査は原則として実地で行う。実地で行わない場合には、適宜、書面による指導監査を実施する。
- (2) 指導監査日の1週間前までに対象となる施設等に対し、指導監査期日、指導監査職員の職氏名、その他必要な事項について文書をもって通知する。
- (3) 指導監査職員は、当該施設等の営業者及び職員（以下それらを「役職員」という。）に運営状況等について説明を求め、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する規則に定める設置基準に係る事項を別に定める指導監査資料により指導監査する。

(趣旨説明)

第4条 指導監査職員は、指導監査に当たって当該施設等の役職員に対し、あらかじめその趣旨を説明する。

(指導監査の立会い)

第5条 指導監査は、当該施設等の役職員の立会いのもとに行うものとし、必要に応じて施設等の所在地を所管する市町及び健康福祉センターの関係職員の立会いを求める。

(指導監査の講評)

第6条 指導監査職員は、指導監査終了後、当該施設の役職員の出席を求め、指導監査の結果について、講評及び指示を行う。

2 講評に当たって、当該指導監査職員のみで判断することが困難と認められる事項については、後日、当該事項を検討の上、別途必要な指導、助言を行う。

(結果の復命等)

第7条 指導監査職員は、指導監査終了後、速やかに指導監査の結果について、健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長（以下「福祉指導課長」という。）に別に定める指導監査調書にて復命又は報告する。

(結果の検討及び通知等)

第8条 福祉指導課長は、指導監査の結果について綿密に検討し、その問題点を明らかにし、とるべき措置を具体的に決定して速やかに問題点の解明に努める。

2 指導監査の結果、改善を要する事項については文書をもって通知し、改善の結果又は計画（以下それらを「改善計画等」という。）について期限を付して報告を求める。

(改善計画等の確認)

第9条 福祉指導課長は、改善計画等の報告がなされた場合、改善計画等の内容を十分審査の上受理することとし、確認を要する事項がある場合は、遅滞なく施設等に確認する。

(事業経営の制限及び停止命令)

第10条 当該指導監査について、施設等が求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は不当に利益を図り、若しくは利用者の処遇において不当な行為をした場合は、県は、法第72条第1項に基づき、施設等の経営の制限又は停止を命ずることができる。また、届出が行われていない無料低額宿泊所についても、不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、法72条第3項の規定により、社会福祉事業を営むことの制限又は停止を命じることができる。

また、次に掲げる場合には、不当な営利を図り、又は不当な行為をし、適正な運営ができなくなったものとして、社会福祉事業を営むことの制限又は停止を命じることができる。

ア 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めているとき

イ 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき

ウ その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

2 事業者に対して経営の制限又は停止を命じる際には、当該施設を利用している者に対してその内容を情報提供するとともに、被保護者の転居等について福祉事務所等保護の実施機関と連携を図る。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。